

益田市農業委員会第16回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)10月26日(火) 13:30~15:45
開催場所 市役所 3階 大会議室

2. 出席 農業委員(16名)

1番	又賀 保	2番	大畑 美里	3番	須藤 寿人	4番	吉村 太
5番	大庭 清	6番	御神本康一	7番	田中 綾	8番	佐原 晃子
9番	北條 義洋	10番	篠原 栄次	11番	谷本 大輔	12番	豊田 志摩
13番	柳田 継男	14番	豊田 浩	15番	宮川 有衣	16番	西川 友史

3. 欠席 農業委員(0名)

4. 出席 農地利用最適化推進委員(19名)

増野 六彦	田ノ上武夫	澤江 浩一	山根 健治
寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美	野村 浩三
永見 浩二	河野 正憲	領家 耕一	和崎 恒義
潮 好介	中島秀一郎	宮内 英之	椋木 孝光
渡邊 豊孝	河野 光好	三浦 和顕	

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(5名)

澁谷 記幸	寺戸豊太郎	椋木 昭雄	豊田 繁雄
岡崎 定佳			

6. 提出議案

議第 89号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 92号 農地でないことの確認について
議第 93号 農用地利用集積計画の決定について
議第 94号 益田農業振興地域整備計画の変更について
議第 95号 農地等権利移動制限特例区域設定について
報第 79号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 80号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 81号 農地法第4条の規定による許可の取り消しについて
報第 82号 農地の埋立届出について
報第 83号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第 84号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

7. 議事に参加した職員

石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事
田中美都総合支所地域振興課長、藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 16 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、3 番の須藤寿人委員、4 番の吉村太委員、よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は澁谷記幸推進委員、寺戸豊太郎推進委員、棕木昭雄推進委員、豊田繁雄推進委員、岡崎定佳推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議事の都合上、「議第 94 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」をはじめに議題といたします。それでは農林水産課より説明をお願いします。</p>
農林水産課	<p>(農林水産課より説明)</p>
会長	<p>ただいま農林水産課の方より説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 94 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 89 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号 1 番につきましては、議事参与の関係がありますので議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久々茂町の田 1 筆 49 m²です。譲り渡し事由は、地区外に居住しており、耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地に隣接する農地を所有しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満た</p>

	<p>しております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>御神本康一委員</p>	<p>6番の御神本です。10月14日に野村推進委員と現地確認を行いました。現地は譲受人の所有する農地の隣ということもあり除草や草刈等の管理もされており、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは整理番号1番について先に採決させていただきます。ただいま説明がありました、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>譲受人の所有地のところで非耕作地に宅地がありますが、これは登記簿は畑で、現況は宅地ですがこれはどういうことでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業用倉庫だと思いますが、非耕作地については適切な指導をしていけたらと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にありませんか。</p>
	<p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号1番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは2番をお願いします。</p> <p>整理番号2番</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、安富町の畑1筆 255㎡です。譲り渡し事由は、地区外に居住しており、耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地の近隣に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番の北條です。10月15日に領家推進委員と〇〇の方と現地確認を行いました。場所は〇〇がありますが、その〇〇の向こうの〇〇になります。譲渡人と譲受人ですが〇〇であり、譲渡人の実家と譲受人の家が隣接している形になります。申請地が譲受人の家の前にあり、譲受人が今まできれいに管理されています。今後もきれいに管理されるそうなので問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
領家耕一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>それでは整理番号2番についても先に採決させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号2番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>整理番号3番につきましては、議事参与の関係がありますので議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員、退室)</p> <p>それでは3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、喜阿弥町の畑1筆 11,895㎡です。譲り渡し事由は、農業経営をNPO法人にまとめるため、譲り受け事由は、経営規模を拡大するためでございます。</p> <p>譲り受ける法人は、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由に規定する社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人に該当いたします。この規定に該当する法人については、農地法第3条における農地の権利移動の不許可の例外となり、権利移動の要件となる農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定は適用されません。</p> <p>また、権利取得後の農地の全ては、障がい等ハンディキャップをお持ちの方の</p>

<p>会長</p>	<p>就労支援事業に活用されます。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>柳田継男委員</p>	<p>調査をされた委員より報告をお願いします。</p> <p>13番の柳田です。10月18日に本人立ち会いのもと宮内推進委員と現地確認を行ないました。現地は〇〇が建っており法人が耕作していますが、経営を一つにまとめたいということから今回の申請になりました。障がい者等の就労支援として、一生懸命みなさんで耕作や使われていない土地の草刈り等もされており問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>宮内英之推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号3番については原案通り許可としてよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇委員、入室)</p> <p>次に「議第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番 土地の所在は、かもしま北町の畑3筆 787㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番の又賀です。現地確認は10月14日に大畑委員と2人で行いました。場所はかもしま西町の〇〇を挟んだ向かい側になります。区画整理の終わった土地であり、周辺には〇〇が建っています。隣接地の承諾書、土地改良区の意見書も添</p>

	付されています。特に問題はないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	2番をお願いします。
事務局	整理番号2番 土地の所在は、久城町の畑2筆 416㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、自宅敷地及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は10月14日に又賀委員と2名で行いました。申請地は〇〇を入ったところになります。〇〇年より自宅敷地と進入路として使用されているようでした。周辺へ影響はなく、問題はないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	3番をお願いします。
事務局	整理番号3番 土地の所在は、久城町の田1筆 47㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、自宅敷地で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は10月14日に又賀委員と2名で行いました。申請

	<p>地は先ほどの2番の土地の隣接地で、〇〇年から宅地の一部として使用されています。問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番 土地の所在は、遠田町の畑1筆 66㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4番の吉村です。現地確認は10月15日に澤江推進委員と行いました。場所は〇〇から〇〇へ向かって500m程向かった所になります。住宅を売買しようとしたところ、登記が農地のままになっていたことから今回の申請になったそうです。始末書と土地改良区の意見書が添付されています。問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澤江浩一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>5番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号5番 土地の所在は、遠田町の畑2筆 112㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、墓地及び参道で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。</p>

<p>会長</p>	<p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>吉村太委員</p>	<p>4番の吉村です。現地確認は10月15日に澤江推進委員と〇〇と行いました。場所は遠田町にある〇〇から南へ50m程向かった所になります。この度相続の整理にあたって墓地が農地のままだったということから今回の申請になりました。土地改良区の意見書と、墓地の設置ということから周辺100mの方の同意書も添付されています。問題はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>澤江浩一推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>6番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号6番 土地の所在は、匹見町匹見の畑1筆 920㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>宮川有衣委員</p>	<p>15番の宮川です。10月21日に西川委員、渡邊推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇から〇〇へ向かう道を少し上がった所になります。〇〇が〇〇を植えていたようで、既に〇〇が植わっており周囲も山林となっていました。始末書等が添付されています。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>渡邊豊孝推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は6件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 90 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 91 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、幸町の畑 2 筆 101 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。資金証明については、残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>会長 担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>又賀保委員 1 番の又賀です。現地確認は 10 月 14 日に大畑委員と 2 人で行いました。場所は〇〇の〇〇を渡った所になります。現地は隣接する土地が既に駐車場として使用されています。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>会長 地元推進委員何かありますか。</p> <p>増野六彦推進委員 ありません。</p> <p>会長 2 番をお願いします。</p> <p>事務局 整理番号 2 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 1 筆 71 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書及び贈与予定証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
--	--

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は10月14日に又賀委員と2名で行いました。申請地は〇〇から〇〇へ向かっていき、〇〇の近くです。申請は個人住宅を建築するため、上下水道の完備された所です。隣接農地は申請者の所有地であり適当であると判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	3番をお願いします。
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑1筆 180㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は10月14日に又賀委員と2名で行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は住宅を新築するため、排水は合併浄化槽を設置します。隣接地に耕作されている方はおらず、適当であると判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	4番をお願いします。
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま北町の畑3筆 522㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p>

	<p>排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番の又賀です。現地確認は10月14日に大畑委員と2人で行いました。場所はかもしま西町の〇〇の近くです。借受人が貸集合集宅を建てるといった申請です。特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>5番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号5番</p> <p>本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の田及び畑2筆 226㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は10月14日に又賀委員と2名で行いました。申請地は〇〇の近くです。先ほどの4条の整理番号2番と3番の関係で、申請人が住宅を新築するそうです。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>6番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号6番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、須子町の田4筆 1,848㎡です。</p>

	<p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番高津地区の須藤です。現地確認は10月15日に澁谷推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇から500m程いった所の〇〇になります。所有権移転をし、太陽光発電を設置するそうです。土地改良区の意見書、隣接地の承諾書も添付されています。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>7番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号7番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑3筆 413㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、墓地及び参道で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4番の吉村です。現地確認は10月15日に澤江推進委員と〇〇の方と行いました。場所は遠田町にある〇〇から南へ50m程向かった所になります。先ほどの4条の整理番号5番の関係で、譲渡人が相続で取得した土地を〇〇が譲受人と使用貸借で貸し借りしていたそうで、この度きちんと所有権移転されるという申請です。問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澤江浩一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>8番をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 8 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の畑 2 筆 1,449 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番の北條です。現地確認は 10 月 18 日に領家推進委員と行いました。場所は〇〇がありますが、そこから 400m 程〇〇へ向かった所です。条件が悪く、作り手がない状態で管理だけされてる状態でした。隣接地の承諾書、土地改良区の意見書も添付されてまして特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
領家耕一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>9 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 9 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、匹見町匹見の畑 3 筆 1,396.34 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15 番の宮川です。10 月 21 日に西川委員、渡邊推進委員と現地確認を行いました。先ほどの 4 条の整理番号 6 番と関連で、同じ申請人で隣の場所になります。〇〇が植林して〇〇が植えてあった土地を〇〇してます。資産整理にあたって譲</p>

	<p>受人が買い受けて、また植林をするそうです。始末書等も添付されており転用はやむを得ないかと思えます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
渡邊豊孝推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>10 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 10 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、匹見町紙祖の畑 2 筆 158 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15 番の宮川です。10 月 21 日に西川委員、渡邊推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇の〇〇になります。譲渡人の〇〇である譲受人が住んでいる家の付近を植林される申請です。問題はないと思えますのでよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
渡邊豊孝推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は 10 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 91 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 92 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、多田町の 9 筆 合計 2,001 m²です。昭和 58 年の豪雨災害により、山が崩落し耕作不能となり、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 10 月 14 日に大畑委員と 2 人で行いました。場所は〇〇を行った所になります。道から見ても山林化しており、特に問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>申請地は、種村町の 4 筆 合計 848 m²です。30 年くらい前から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>5 番の大庭です。現地確認は田原推進委員と行いました。場所は〇〇の近くです。現地は竹林になっていまして、畑といった様な状態ではありませんでした。非農地で問題ないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田原勝美推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>3 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>申請地は、久々茂町の 1 筆 17 m²です。平成 17 年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
御神本康一委員	6番の御神本です。10月14日に野村推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇であり、山林化していました。問題はないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
野村浩三推進委員	ありません。
会長	4番をお願いします。
事務局	整理番号4番 申請地は、左ヶ山町の8筆 合計1,718.60㎡です。昭和62年頃から耕作しておらず、山林、原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程宜しく願います。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。現地確認は10月18日に和崎推進委員と〇〇と現地確認を行いました。場所は〇〇から4km程奥に行った所になります。〇〇から今回の申請になったそうです。現地は木が生え、農地への復旧はとてもできない状態でした。非農地で問題ないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
和崎恒義推進委員	ありません。
会長	5番をお願いします。
事務局	整理番号5番 申請地は、美都町都茂町の2筆 合計124㎡です。平成元年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程宜しく願います。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原晃子委員	8番の佐原です。現地確認は10月15日に永見推進委員と行いました。場所は〇〇から1.5km程〇〇へ向かった〇〇から150m入った所になります。〇〇以来

<p>会長</p>	<p>耕作はされておらず、現地は山林化してました。問題はないと思います。</p> <p>6番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号6番</p> <p>申請地は、美都町久原の14筆 合計4,785㎡です。昭和50年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>佐原晃子委員</p>	<p>8番の佐原です。現地確認は10月15日に永見推進委員と行いました。場所は〇〇から〇〇へ向かう道の途中になります。45年以上は耕作されておらず、ほとんどの申請地は完全に山の中にあり、現地に行くことが出来ないような状態でした。完全に山林化しており、問題はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は6件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第92号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第93号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が1件、再設定が2件の合計3件ございます。それでは、利用権設定の新規を説明いたします</p> <p>整理番号3番</p> <p>申請地は、桂平町の田2筆 2,599㎡です。5年間の解除条件付使用貸借権設定です。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
<p>谷本大輔委員</p>	<p>11番の谷本です。豊田推進委員が欠席のため代わりに説明します。譲渡人は〇〇で耕作できず後継ぎもない事から、以前から管理されていた譲受人が耕作を行っていくそうです。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>本日は再設定を含め3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございますか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第93号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第95号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、美都町宇津川の畑1筆517㎡です。申請地が所在する都茂地区の下限面積は30aです。区域の指定を受けようとする理由は、申請地は道路に面しておらず、進入するためには受贈予定者の自宅敷地を通行させてもらう必要があります、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第17条第2項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第3条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>佐原晃子委員</p>	<p>8番の佐原です。10月18日に河野推進委員と〇〇と現地確認を行ないました。場所は〇〇の近くです。保全管理されている状態ですぐに耕作できるような状態でした。問題はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>河野正憲推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございますか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第95号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>

事務局	<p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p> <p>報第 79 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、11 件です。10 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望がございます。</p> <p>報第 80 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、3 件です。解約の理由は、1 番、2 番は借受人の高齢化、労力不足のため、3 番は所有権移転のためです。</p> <p>報第 81 号 農地法第 4 条の規定による許可の取り消しについて 取り消し願の件数は 1 件です。申請地は遠田町の 2 筆 合計 138 m²です。〇〇付けで農地法第 4 条による個人住宅の建設のため転用許可を取っておりましたが、住宅を建設することが困難となったためです。 申請地につきましては、事務局で現地確認を行い、畑として耕作されていることを確認しております。</p> <p>報第 82 号 農地の埋立届出について 届出件数は、1 件です。 土地の所在は、山折町の 1 筆 221 m²です。 埋立後は畑として利用されます。</p> <p>報第 83 号 公共工事の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は、1 件です。 土地の所在は、遠田町の 1 筆、713 m²です。施工者は島根県益田県土整備事務所長で、工期は令和 3 年 9 月 24 日頃から令和 5 年 3 月 31 日です。 埋立後は畑として利用されます。</p> <p>報第 84 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について 届出件数は、1 件です。 整理番号 1 番 土地の所在は、須子町の 1 筆 850 m²の内 2.25 m²です。 報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 16 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>